

苦情・相談申出処理状況報告書

(令和3年度)

令和4年12月

小金井市

男女平等に関する苦情処理のしくみ

市民（市内在住・在勤・在学）

① 申出書

苦情処理窓口(企画財政部企画政策課男女共同参画室)

<男女平等基本条例 24-1、24-2>

○市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情（例：〇〇審議会委員の男女の割合が偏っている、公文書に差別表現がある など）

○性別による差別的扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談（例：セクハラがあるのに会社が対策を講じようとしらない など）



市長

② 調査依頼

申出の報告
(適時)

助言
指導
是正勧告

④ 結果通知

③ 調査報告
(助言、指導、
是正の要望等)

調査

苦情処理委員

当該申出に係る機関、
関係者

資料提出、説明

連携

男女平等推進審議会

申出者

<補足>

- ① 上図は、苦情相談処理の概略。
- ② ①②…は、処理手続き等の順番。
- ③ ---> は、必要に応じて実施。

小金井市では、小金井市男女平等基本条例第24条に基づき、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに対応するための苦情処理窓口を男女共同参画室に設置しています。

また、同条例第25条により、申出内容を適切かつ迅速に処理するために小金井市男女平等苦情処理委員（以下「処理委員という。）を置くこととしています。市は、調査が終了したときには、申出者に対して処理結果を通知します。

2 苦情・相談申出の処理状況について

毎年度の申出の処理状況については、小金井市男女平等基本条例施行規則第10条に基づき、個人情報に配慮しつつ報告書を作成し、公表します。令和3年度の処理状況は、次のとおりです。

年度	番号	受付年月日	申出内容	処理状況
令和2年度	R2-1	令和2年12月15日	①市の施策について ②人権侵害について	令和3年8月25日 申出者に処理結果通知書送付、終了
令和3年度	R3-1	令和4年1月4日	①市の施策について	令和4年2月2日 申出者に調査を行わない旨の通知書送付
令和3年度	R3-2	令和4年1月4日	②人権侵害について	調査中

3 事案の概要

【R2-1】

(1) 申出の内容

① 市の施策について

特定アニメと小金井市がコラボした特設ホームページは、市の刊行物に近く、市の「男女共同参画の視点からの表現の手引」を鑑みるべきものと思う。当該アニメは、性的側面を強調した不適切な表現手法を用いており、同手引きに抵触しているのではないか。

また、市が当該アニメを推奨すると広報することに問題はないのか。

② 人権侵害について

当該アニメは、女性を性の道具として扱う側面を強調した表現を多用していて、女性の人権を侵害していると思う。

(2) 処理結果

(処理委員の報告)

① 市の施策について

「男女共同参画の視点からの表現の手引き」（小金井市企画財政部企画政策課作成）は、市刊行物における言葉・表現に対する規制である。申出の小金井市コラボ特設ホームページの作成者は一般社団法人であり、当該アニメ等コンテンツは市の刊行物には該当せずそれに近いものとも考えられない。

② 人権侵害について

小金井市は、地域活性化のため、当該アニメ等を中核とする地域連携事業のうちの誘客事業を、間接的かつおそらくは無自覚的ではあるが、その「後援者」の1人となることを容認、応援しているものとみなされることを放置していると解される。しかしながら、当該アニメ等の一部画像には、男性の性的欲望を満たし、もしくはその関心を惹くことを主たる目的とする物が含まれていることは否定し得ず、市が以上の支援・応援の姿勢を従前のまま継続することは、市の男女平等基本条例の基本理念と異なり、結果として性差別を助長しもしくは女性の人権を侵害するおそれがある状況を漫然と放置することになるものとする。

(処理委員の意見を受けて市の見解)

小金井市は、市民一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくりの実現に向け様々な施策を展開し、小金井市男女平等基本条例に基づき、すべての市民が個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮し、かつ、責任を分かち合う社会づくりに取り組んでいるが、今回の申出及び処理委員からの報告を受け、今後、地域活性化等の施策を推進していくうえで、男女平等や女性の人権に配慮し、事業の目

的と効果及びその影響等についても慎重に考慮し施策の推進に努めていく。

【R 3-1】

(1) 申出の内容

① 市の施策について

R 2-1 の処理委員の報告について、当該アニメが女性の人権を侵害し、性差別を助長している作品とされたのは、法的根拠がないので撤回あるいはやり直しを求める。

(2) 処理結果

当該アニメは、市が実施する施策には当たらないため調査は行わない。

4 男女平等苦情処理委員

氏名	任期
永田 晴夫	令和3年5月23日～
古宮 景子	令和5年5月22日

発行 小金井市

企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号

電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224

E-mail s010303@koganei-shi.jp